

オープンデータの取組みについて

2019年1月に策定した「中野区の新たな区政運営方針」では、区政運営における基本的な考え方として区政情報の積極的な提供を掲げ、その中では二次利用可能な形式及びルールでデータを公開する「オープンデータ」を推進することで、区民活動の更なる活性化を図っていくとしている。

また、2016年12月に公布・施行された官民データ活用推進基本法第11条では、国、地方公共団体が保有する官民データについて国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講じることが義務付けられた。

このような区の方針や国の動向を踏まえ、本年度よりオープンデータの取組みを下記のとおり開始する。

記

1 オープンデータの定義

区が保有するデータ（以下「データ」という。）のうち、区民等をはじめ誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

2 ガイドライン及び利用規約の策定

オープンデータの公開にあたり、区におけるオープンデータ推進にかかる基本的な考え方及び利用規約を定めた。

- (1) 中野区オープンデータガイドライン
別紙1のとおり。
- (2) 中野区オープンデータ利用規約
別紙2のとおり。

3 今後の予定

2019年	7月～	公開準備（データ収集、アップロード作業等）
	9月	データ公開開始
	10月～	公開データの拡充
2020年	3月	「(仮称) 中野区官民データ活用推進計画」策定

中野区オープンデータガイドライン

本ガイドラインは、中野区におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取組の方向性について示すものである。

1 オープンデータの定義

区が保有するデータ（以下「データ」という。）のうち、区民等をはじめ誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

※ 区民等

区民及び法人その他の団体をいう。

2 オープンデータ推進の意義

区がオープンデータを推進するに当たっては、次に掲げる目的のもとで取組を進めていく。

(1) 区民等との対話による政策立案

区民等と区がデータを共有することで、区政情報が活用しやすくなり、区政に対する区民等の関心や区政への参画意識を高め、データをもとにした区民等と区の対話による政策立案を進める。

(2) 区民活動の更なる活性化と地域の課題解決

地域課題解決に取り組む区民等に対して、必要としている多様なデータを提供することで、区民活動のさらなる活性化を促進し、地域全体での課題解決を図る。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上

Open by Default（オープン・バイ・デフォルト）の精神のもと、データを公開することにより、政策立案に付随するデータについて横断的に検索・比較できるようになることで、政策の変化・特徴の把握や妥当性の理解・評価を可能にする。

※ **Open by Default**

行政が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、その営利利用も認めるという考え方

(4) 区民の利便性向上及び地域経済活性化

オープンデータの活用により、区民が生活に関する情報を得やすくなるとともに、民間企業やNPO等によって様々な新サービスが生まれ、区民の利便性の向上や地域経済の活性化を図る。

3 基本原則

- (1) 各課等は、保有するデータを積極的に公開する。
- (2) データの公開は、取組可能な範囲から順次進めていく。
- (3) 機械判読可能な形式で公開するよう努力する。
- (4) 公開する区のデータは、中野区ホームページに公開用のページを設け、公開する。
- (5) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進する。

4 推進体制

オープンデータは、全庁的な取組として推進し、各課等はその趣旨を理解した上で、積極的に連携・協力する。

5 対象とするデータ

- (1) 各課等が保有する情報のうち、中野区ホームページに掲載し、公開又は公表しているデータについては、原則としてオープンデータの対象とする。
- (2) 中野区ホームページにおいて公開していないデータであっても、利用のニーズやその効果が認められるデータは、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備し、公開していくものとする。
- (3) 各課等は、個人情報等について法令又は条例等による制約があるもの、その他具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、理由を明らかにして、オープンデータの対象外とすることができる。

6 オープンデータの利用ルールと著作権意思表示

(1) 二次利用のための必要な情報の表示

二次利用が可能であることをわかりやすく表示するため、オープンデータとして公開するデータは「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0 国際 (CC-BY 4.0)」を活用するとともに、制約がある場合はその内容を明示するなど、当該データの活用条件を表示する。

※ CC-BY 4.0

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

(2) 著作権等を有するデータの取扱い

区が外部に委託した業務の成果物や区民等から提供された情報等の第三者が有する著作権その他権利に係る情報が含まれる場合は、各課等は当該データの二次利用が可能となるようデータの収集及び委託契約の締結等の際には、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

(3) データの更新

迅速な公開又は鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに公開するとともに、適時適切な更新を行う。

また、庁内外からの意見、問合せ及び各種提案があった場合には、各課等が連携して対応する。

中野区オープンデータ利用規約

中野区オープンデータ利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、中野区ホームページ（以下「本サイト」といいます。）に掲載されているデータ（以下「コンテンツ」といいます。）の利用に関する事項について定めた規約です。コンテンツの利用の際には、本利用規約に従っていただくようお願いいたします。

なお、本利用規約の内容は、予告なしに変更することがありますので、コンテンツの利用に際しては、本サイトで最新の内容を確認してください。

1 利用に当たって

利用者は、コンテンツの利用をもって本利用規約に同意したものとみなします。

2 知的財産権の取扱い

利用者は、本サイトで掲載されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

本サイトに存在する著作物（掲載されている情報等を含みます。）の著作権は、「注」があるものを除いて、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際（CC-BY 4.0）のもとでライセンスされています。

従って、コンテンツは、本利用規約以外の別の利用ルールが個別に適用されるコンテンツを除き、どなたでも本利用規約に従って複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。

コンテンツ利用に際しては、以下を参考にクレジット等を記載してください。また、[] 内の部分は、利用者において記載してください。

【表示例】

(1) ライセンスされている著作物を改変せず、複製して利用する場合

[コンテンツのタイトル]、中野区・[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

(2) ライセンスされている著作物を改変して利用する場合は、上記クレジットに加えて編集・加工等を行った旨を記載してください。なお、改変して利用する場合、編集・加工をした情報を、中野区が作成したかのような態様で公表・利用することを禁止します。

この [作品・アプリ・データベース等] は、以下の著作物を改変して利用しています。

[コンテンツのタイトル]、中野区・[その他の著作権者]、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

※ライセンスの表示は、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際」の文字部分にハイパーリンクを貼る方法や、クリエイティブ・コモンズの指定するマーク

(<https://kommt.files.wordpress.com/2015/04/by.png?w=150&h=52>) を表示する方法で行うことも可能です。

3 他のサイトの利用規約との関係について

本サイトで公開しているコンテンツが、他のサイトにおいても公開されている場合には、他のサイトの利用規約（法令等に定める利用条件とは別に、当該サイトにおいて独自に設けられた利用条件をいいます。）と本利用規約が異なるときは、本利用規約が優先するものとします。

4 準拠法と合意管轄について

本利用規約は、日本法に基づいて解釈・運用されるものとします。

本利用規約によるコンテンツの利用及び本利用規約に関する紛争について、司法的判断を求める場合には、日本国東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5 禁止している利用について

コンテンツに関し、以下の利用を禁止します。

- (1) 公序良俗に反する利用
- (2) 国家・国民の安全に脅威を与える利用

6 無保証、免責事項、中野区への弁償について

中野区は、コンテンツについて様々な注意を払っていますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証も行いません。

中野区は、利用者がコンテンツを利用したことにより損害が生じても、一切の責任を負いません。

また、中野区は、利用者が本利用規約に違反し、又は利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求についての一切の責任

を負いません。このことに関連して中野区に費用が発生した場合（賠償金の支払いを含みます。）、利用者は当該費用を弁償するものとします。

7 リンクについて

当サイトは、原則としてリンクフリーとします。

ただし、各コンテンツにリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。

リンク元サイトに掲載されている内容が公序良俗に反する、法令等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合には、本サイトへのリンクをお断りします。

なお、リンクの設定をされる際は、以下のことを守ってください。

- (1) 本サイトへのリンクである旨を明示すること（許可や連絡は必要ありません。）。
- (2) 本サイトが他のページ中に組み込まれるような設定にしないこと。

8 その他

本利用規約に違反するような行為等を発見された場合には、区へ電子メールでご連絡ください。

連絡先：中野区 企画部 情報システム課
(johosystem@city.tokyo-nakano.lg.jp)